

生徒心得

I 頭髪・服装等について

- 1 頭髪は、男女ともに中学生らしい清潔でさっぱりした髪型とする。
 (男子) 頭髪が、目、耳にかからない程度にカットする。
 (女子) 前髪は目にかからないようにし、後ろ髪が肩にかかる場合にはゴム紐で結ぶなどする。
 ★脱色等(人工的茶髪)やパーマ等(ストレートパーマを含む)は、禁止とする。

2 服装について

(1) 服装規定

項目/区分	冬服		夏服	
	男子	女子	男子	女子
ブレザー	別図の通り。色は濃グレー。			
スラックス	別図の通り。色は濃いグレーでオリジナルチェック。		別図の通り。色は濃いグレーでオリジナルチェック。	
スカート	別図の通り。色は濃グレーとピンクのチェック模様。丈は膝がかくれる程度。		別図の通り。濃グレーとピンクのチェック模様。丈は膝がかくれる程度。	
シャツ	サックスブルーのYシャツ。		半袖可	半袖(オーバーブラウス)可
ネクタイ	グレー地にサックスブルーのライン (女子はスラックス時のみネクタイ着用)			
リボン	グレー地にピンクのライン			
上履き	指定上履きとする。			
胸章	校内のみ使用。帰宅時は学級保管。			

本校指定の制服を着用し期間を次のように規定する。

冬服(4月1日から5月31日、10月1日から3月31日)

夏服(6月1日から9月30日)

★衣替えは、前後で1か月程度の切り替え期間をもうける。

(2) 指定以外の使用品について

内容	男子	女子
ソックス	白の無地。 くるぶしソックス(スニーカーソックス)は不可。	指定に沿った濃グレーのハイソックス または白の無地。 くるぶしソックス(スニーカーソックス)は不可。
通学靴	黒又は茶色のローファー、もしくは白地の運動靴。(デッキシューズ不可) 雨天時は長靴可。	
通学鞆	指定バック(黒色)	
セーター	黒又は濃紺で無地のVネックとする。	
防寒対策	防寒具は華美な色・デザインは避ける。	

*校舎内において上着を脱いだセーター姿やコート類・襟巻の着用は原則認めない。



冬服



夏服

3 その他

- (1) 上履きは、指定の学年色別とし、所定の位置に名前を明記する。
- (2) 体育館用シューズは、体育館のみで使用する。

II 登下校について

- 1 届け出た通学路を通して通学する。
 - 2 交通マナーを守り、他人に迷惑をかけないようにする。
 - 3 徒歩通学は、右側通行を励行する。横隊を作ったり、横断歩道以外の道を渡らないこと。
 - 4 電車、バス通学者は特に車内でのマナーに気をつける。
 - 5 自転車通学は許可制とするが、安全面を考慮し、なるべく公共交通機関を利用する。
- ★日立駅から学校まで、ならびに通学距離が2 km未満の者は原則として認めない。
- (1) 通学自転車にはステッカーを貼る。
 - (2) 乗車中は必ずヘルメットを着用する。
 - (3) 雨天時はカッパを着用する。
 - (4) 指定された場所に駐輪する。
 - (5) 最寄り駅までの自転車利用についてもIIの5に準ずる。

III 校内生活について

1 登下校時刻

- (1) ゆとりをもって登校し、8時10分に着席を完了する。
- (2) 下記の下校時刻を守る。

3月～10月 18:15

11月～2月 17:30

2 学習場面

- (1) 休み時間には次の授業の準備をし、チャイムで学習活動がはじめられるようにする。
- (2) 始業時刻の着席を実践する。
- (3) 授業の開始と終了は、代表生徒の号令で、起立、礼、着席を行う。

3 休み時間の過ごし方

- (1) ベランダへは危険防止の意味から必要のない限り出ない。
- (2) 他教室やグラウンド、体育館等への移動は、休み時間内にする。

4 給食について

- (1) 当番は、白衣、帽子、マスクを着用し、速やかに配膳する。
- (2) 当番以外の生徒は、手を洗って着席し静かに待つ。

5 清掃活動について

- (1) 身支度（ジャージ等）姿になる。
- (2) 各清掃分担の中でも、各自の分担（担当）を細かく行う。
- (3) 開始時と終了時に、分担区域片付けの確認を行う。
- (4) ゴミは分別して、所定の場所に出す。

6 部活動について

- (1) 速やかに開始し終了時刻も守る。
- (2) 練習を休む場合や遅れる場合は、事前に顧問に連絡をする。
- (3) 休業日について
部の諸事情を考慮しながら、部ごとに週2日以上 of 休養日を設ける。
- (4) 活動時間について
〈平日〉2時間程度とする。朝の練習は原則として行わない。ただし、総体、新人戦前の他、
諸事情を考慮して実施することもある。
3月～10月 完全下校 18:15
11月～2月 完全下校 17:30
〈週末〉3時間程度とする。
〈考查5日前及び考查期間中〉原則的には活動を行わない。

7 携帯電話について

携帯電話の持ち込みは原則禁止とする。ただし、実情により必要と認められた場合は下記の使用規則を順守することを条件に許可する。

携帯電話使用規則

- 携帯電話が必要な場合は、携帯電話使用許可願を提出する。
- 携帯電話は、朝のホームルームで担任に預け、帰りのホームルームで返却してもらう。
- 携帯電話は、有害サイトアクセス制限を受けたものとする。

8 その他

- (1) 身分証明書・生徒手帳は常に携行する。
- (2) 財布等の貴重品は、毎朝担任に預ける。
- (3) 学習に不必要な物（マンガ本・アクセサリ・菓子類・ゲーム類・携帯型音楽プレーヤー類 等）は持ってこない。
- (4) 水筒を持参して良い。
- (5) 自動販売機・パン販売は、中学生は利用しない。
- (6) 金銭や物品の貸し借りはしない。
- (7) 備品等を損傷したときは、速やかに報告する。（状況により弁償の場合あり）

IV 校外生活について

- 1 外出するときは、次のことを家の人に知らせておく。
(だれと・行き先（目的）・帰宅時刻)
- 2 中学生らしい服装で外出する。
- 3 公共マナーを守る。
- 4 自転車はいつも点検整備をし、交通ルールに従って正しく乗る。
ヘルメットを着用し、二人乗り・並列走行・信号無視は絶対にしない。
- 5 金銭強要・暴行行為の被害や、不審者に遭遇した場合は、すぐに警察署、学校に連絡する。